

「会社法施行規則等の法務省令改正案」「コーポレートガバナンス・コード(原案)」も踏まえた

# 『監査等委員会設置会社』への移行をめぐる実務と留意点

～移行スケジュール、定款変更、移行前後の各種決議事項、移行後に求められる対応など、分かりやすく解説～

●日 時● 2015年 3月 2日(月) 13:30～17:00

●会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』TEL:03-5215-3511

◆開催にあたって

社外取締役の積極的活用を求める改正会社法や、上場企業に独立社外取締役の複数選任を求める取引所の企業統治指針の動きに呼応する形で『監査等委員会設置会社』への移行を積極的に検討する企業が増えています。本講座では、この新たなガバナンス形態への移行にあたり検討すべきポイントと、実際の移行手続や移行後の各フェーズで押さえておくべき実務と留意点について、先般公表された法務省令改正案や、コーポレートガバナンス・コード(原案)の内容も踏まえ、分かりやすく解説していきます。

■プログラム

## I. 監査等委員会設置会社の概要と移行前の検討ポイント

- (1) 監査等委員会設置会社の概要と制度創設の背景
- (2) どのような会社が監査等委員会設置会社への移行を検討すべきか  
～平成26年12月公表の「コーポレートガバナンス・コード」(原案)の内容も踏まえて
- (3) 監査等委員会設置会社に移行するメリット
- (4) 監査等委員と監査役の権限・責任の違い
- (5) 監査等委員にふさわしい人材と処遇

## II. 監査等委員会設置会社への移行手続に関する実務と留意点

- (1) 移行に向けた想定スケジュール ～いつまでに、何をすべきか  
・改正会社法の施行日(平成27年5月1日の予定)よりも前に開催される、又は招集手続が開始される株主総会において移行手続を経る場合に留意すべき事項とは
- (2) 定款変更の内容の検討  
・監査等委員会を置く旨の定めほかに何を定款に定めるべきか
- (3) 監査等委員会設置会社への移行に係る株主総会で決議すべき事項  
・定款変更、監査等委員である取締役の選任及びそれ以外の取締役の選任のほかに何を決議すべきか
- (4) その他、移行のための手続と留意点  
・移行前に置いている監査役について何らかの手続を経る必要があるか、移行前から置いている会計監査人についてはどうか

## III. 監査等委員会設置会社への移行後の実務と留意点

- (1) 移行直後の取締役会で決議すべき事項 ～代表取締役の選定、内部統制システムの整備に関する決定など
- (2) 移行直後の監査等委員会で決議すべき事項 ～監査方針・監査計画、「監査等委員会規則」の制定など  
・「監査等委員会規則」には何を規定すべきか
- (3) 監査等委員会設置会社に求められる内部統制システム  
・監査等委員会と内部監査部門との関係をどのように構築すべきか
- (4) 監査等委員会における意見形成と意思決定プロセス  
・監査等委員でない取締役の選解任・辞任及び報酬についての意見をどのようなプロセスで決定するのか

\*最新の情報・動向に基づき、内容を一部変更させていただく場合がございます。

■講 師 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 塚本 英巨 氏

【略歴】2003年3月東京大学法学部卒業、2004年10月弁護士登録、2010年11月～2013年12月法務省民事局出向(改正会社法の企画・立案担当)、2013年1月パートナー就任、2014年4月～東京大学法学部非常勤講師。M&Aに関連する紛争も含む企業間紛争についてのアドバイスや訴訟代理、株主提案・委任状勧誘を含む株主総会対策をはじめとする会社法関連業務を数多く行っている。M&Aや改正会社法に関する論文も多数。

●受講料●1名(税込み、資料代込)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

●申込書をFAXいただくか、企業研究会のホームページよりお申込ください。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。  
●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。  
●最少催行人数に満たない場合、中止とさせていただきます。ご了承ください。

一般社団法人企業研究会

担当: 上島 E-mail kamijima@bri.or.jp  
〒102-0083 千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F  
TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

141773-0301(※)		2015.03.02	
申込書 『監査等委員会設置会社』への移行をめぐる実務と留意点			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

\*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内にお送りする際に利用させていただきます。